

櫻井八左衛門尉殿

慶長五年 庚子 紀元二二六〇

三月十七日。前田利長、金澤の本願寺末寺に制札を與ふ。

【徵古文書】

二二〇〇

禁制

本願寺末寺

- 一、當寺參下向之外見物人入籠事。
- 一、普請道具竹木以下ニ付而非分申懸事。
- 一、寺中并於門前喧嘩口論狼藉事。

付、晝寢仕る事。

一、於寺内給人家を買令居住事。

一、寺内有之者、御堂之義不可馳走事。

右條々、若違犯輩有之者、速可處罪科者也。仍如件。

慶長五年三月十七日

利長 在判

(本願寺末寺は後の西派なり。當時東派は未だ起ら

す)

三月。三輪彦衛門等、鹿島郡久麻加夫都阿良加志比古社の上葺を行ふ。

【久麻加夫都阿良加志比古神社棟札】 鹿島郡

二二〇一

(表)

願主

梵字 奉造立熊甲御社上眷

施主三輪彦衛門殿

敬白

(裏)

同大野八郎左衛門殿

于時慶長五年三月吉主

同奉行宗左衛門

四月十日。前田利家の後室芳春院、鳳至郡輪島

蓮江寺に、高二十俵の地を寄進す。

【蓮江寺文書】 鳳至郡

二二〇二

(蓮江)

のとのわじまれんこう寺、ふるやしき・しんやしきもんぜん二けんともに、たか廿ひやう物成七ひやうへ、われくしん申候まゝ、さういあるまじく候。

きやうちやう五年四月十日

在判

【蓮江寺文書】 鳳至郡

二二〇三

返々、さをいあるまじく候。

一ふで申候。そのてらやしき、もんぜんごけんともに、

まへくより申つけ候ごとく、さをい候まじきとの事、

大くわんしゆに此文みせられ候べく候。

四月廿六日

印

れんこうじ

はうしゆんぬん

(第一通は年次不詳なるも、今之を附載す。輪島蓮

江寺は、金澤寶圓寺の象山徐芸が前田利家の葬儀を

掌りたる後直ちに隠居したる所なるべし。而して石

川郡野田山麓の利家守廟隱居寶圓寺(後桃雲寺)も

亦慶長五年建造せられて、象山がこゝに隠居したる

ものにして、恐らくは初め蓮江寺に在り、やがて桃

雲寺に移りたるが如し。何となれば蓮江寺所藏の利

家畫像は慶長四年七月の賛を有し、象山なくしては

之を同寺に安置することあらざるべしと思はるればなり。

五月十三日。豊臣氏の奉行等、濱松城主堀尾忠氏に、前田利長の母芳春院の江戸に下らんとしてその地に宿泊する際賄を交附せしむ。

【拾遺温故雜帖】

二二〇四

以上

羽柴肥前守殿御袋、江戸へ御下ニ付而、濱松ニ一夜御泊

之賄方ニ、八木五石・大豆壹石之分、奥村伊与守・村井豊後

守兩人ニ可被相渡候。恐々謹言。

五月十三日

長大

正家 在判

増右

長盛 在判

徳善

玄以 在判

堀尾信濃守殿